

水先人会の機能の整理と 今後のあり方について(案)

(事務局提出資料)

水先人会の機能の整理と今後のあり方について（案）

水先業務の運営について見ると、直接業務を行う場面と、業務支援のための諸活動（船社からの申込受付け、業務に要する施設（水先艇等）の整備、料金收受等）に分けられる。

これらのうち、後者の業務支援のための諸活動については、その円滑かつ確実な実施が水先業務自体の的確な実施の確保に資するものであることから、現在、水先人会を設けて実施することとされている。

このような水先人会の機能について、今般、水先業務運営主体のあり方を見直し、その法人化を制度的に認めることとする場合、どのように影響するかを整理する必要があると考えられるので、以下のとおり考え方を整理し、提示するものである。

1. 現在の水先人会が担っている機能

現行の水先人会が担っている機能を分析すると次の3つの機能に整理できる。

取次窓口機能

船社からの水先要請の受け付け・水先人への業務配分

業務実施共同体機能

水先艇、水先艇留置施設、水先人待機所、通信機器等の保有・管理

その他

会員間の連絡、修業生の受け入れ 等

2. 水先業務引受主体の法人化に伴う変化

～業務実施共同体機能の水先人会からの分離～

今般の制度改革においては、業務運営や経理内容の透明化、効率的な業務実施の促進という狙いから、水先業務引受主体の法人化を図ることを認めることとしている。

これらを前提にすると、水先業務引受法人が設立された水先区においては、水先業務実施に直接必要な業務実施共同体機能は、実際に業務を実施する各引受法人が持つことにより業務運営や経理内容の透明化を図りつつ、効率的な業務の実施に努めることを担保することが所期の制度目的の達成の観点から適切であると考えられることから、制度的にも、各引受法人が当該業務実施共同体機能を保有できるようにすべきであり、現在の水先人会から当該機能を分離することを可能とすべきである。

3．取次窓口機能の必要性

(1) 水先業務引受主体の法人化に拘わらず取次窓口機能が必要であることについて

2．に述べたとおり、業務実施共同体機能については、各引受法人等に移管することが可能であるが、水先人会の機能のうち取次窓口機能については、以下の理由から、これを各水先区ごとに一つに限って置くこととすべきである。

イ．水先業務引受の円滑かつ確実な確保

例えば、次の a・b に掲げるように、制度上は水先業務引受主体が法人と個人の複数併存や個人のみの場合もあり得るので、実態上、どのようなパターンとなっても、水先業務の引受義務の履行が円滑かつ確実に確保されることが必要である。

このため、船舶の側と水先人及び引受法人の側との間にたつて、各水先業務引受主体が円滑かつ確実に水先要請を引き受けることを可能とする機能を維持することが不可欠であり、かつ、このような機能がなければ引受義務が課されている引受主体（引受法人及び個人事業主たる水先人）の 24 時間 365 日の応召義務を確実に果たすことができなくなり、制度として不完全なものとなること。

a．複数の引受法人及び個人事業主たる水先人が併存し、各々の引受主体が独自の引受体制を組むことになる中で、24 時間 365 日の要請に対して確実に引き受けを行うことのできる引受主体に円滑に業務を引き受けさせることは困難となるので、船舶の側と水先業務引受主体の側との間にたつて、各水先業務引受主体が円滑に水先要請を引き受けることを可能とする機能を維持することが必要であること。

b．個人事業主たる水先人は、24 時間 365 日の要請に応じることは不可能であるため、船舶の側と水先人の側との間に立って、個人事業主たる水先人も円滑に水先要請を引き受けることを可能とする機能を維持することが必要であること。

ロ．特定の船社への不利益取扱いの防止の観点

特定の船会社との専属的な契約を認めると、長期契約が結ばれ、他の船舶の引き受けが常に拒否される事態に成りかねず、結果として、その他の全船舶にとって、水先サービスの提供を円滑かつ確実に受けられなくなるので、そのような事態の発生を予め防止しなければならないこと。

ハ．水先人会の取次窓口機能の必要性は、制度発足時と変更が無いこと

制度上、取次窓口機能を有する水先人会を 1 水先区に 1 個に限り設置するとの規定は昭和 39 年改正で導入されたものであり、当時の考え方については以下の通りであるが、今般の制度改革において、新たに水先引受主体の法人化を認める場合においても、制度上、複数の水先引受主体が併存する可能性があるため、水先人会を置く意義は今般の見直し後においても、昭和 39 年当時から変化しておらず、この点からも引き続き共同の取次窓口機能を確保する必要があること。

第46回国会(衆)運輸委員会 第30号 昭和三十九年四月二十四日(金曜日)

高林説明員：水先人の契約の締結主体は、あくまでも個々の水先人でございます。したがって、その水先人会が船長または船舶所有者と契約の相手方となるわけではございません。個々の水先人の方が契約の主体になるわけでございますけれども、その場合にいろいろな順番、だれが引き受けるか、またどこに行ったらいいのか、その辺もわかりませんと困りますので、そういうような一種の、先ほど申しましたことばで言えばセンター的なものとして考えておるものでございます。

若狭政府委員：法律によりまして、水先の求めがありましたら水先人は必ず船に行かなければならぬということになっておるわけでございます。ことに強制水先におきましては、水先人を乗せなければ船は入ってはいけないということになっております。水先人の能力にはもちろん限度がございますし、多数の水先人がおりまして、これをどういう順番でどういうふうにどの船を担当させるかということと連絡をし、協議するために一つの機関を置いたほうがいいのじゃないか。

昭和39年法律改正時想定問答より(抜粋)

水先区を同一にする水先人が、相互に連絡無しにそれぞれ独立して水先の求めに応ずることとすると、水先の利用者にとっては非常に不便であるので、水先区所属の水先人が相互に緊密な連絡を取り、水先人の当直及び待機の体制を整備し、水先の申し込みの受け付け、水先人への連絡、水先船等の水先業務用施設の管理運営等を一元的に行うことによって、水先の求めがあった場合に直ちにこれに応ずることができるようにする必要がある。

(2) 取次窓口機能の充実の必要性

今般の水先制度の見直しにおいて、水先業務の引受法人を認めることや、等級別免許制の導入を行うとした場合、これに対応して、複数の引受法人内部の水先人や、複数の個人事業主たる水先人を、保有資格のグレードに併せて適切に組み合わせる業務体制を構築することが、円滑な引受を確保するためには必要不可欠であり、取次窓口機能は、これらの点について、各引受法人の実情を把握した上で業務の円滑な引受を行わせる観点から行使されるべきであり、この意味で、取次窓口機能の必要性は従前に増して一層高まることとなる。

更に、同一湾内の複数水先区の取扱いにおいて、同一湾内の複数の水先区を統合する場合、例えば経過措置等として免許には従前の免許範囲の限定を付すことが考えられるが、その場合においては、免許のグレードの外に、地理的限定が付されることとなり、取次窓口機能の必要性はさらに一層高まることとなる。

4. まとめ

以上より、今般の水先業務引受主体の法人化を認めた後において、業務実施共同体機能は各水先引受法人に移管することは可能であるが、今般の見直し後においても複数の引受主体が制度上引き続き存在しうることから、取次窓口機能は、各水先区毎に一個に限って引き続き置くことが不可欠である。

このような措置を講じることにより、各水先区毎に全体として水先業務が円滑かつ確実に各引受主体において引き受けられることとなる。

以 上